平成２９年（フ）第８５６４号
埼玉県所沢市並木３丁目１－１－406
破産者　小池　富美
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５８７号
東京都葛飾区東金町４丁目41－９
破産者　宮澤　祥子（旧姓堤）
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６２号
千葉県柏市新逆井１丁目39番５号
破産者　奥崎　　孝
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６８号
愛知県一宮市松降１丁目10番18号
破産者　山田工業株式会社
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１９号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内1328番地
破産者　株式会社南九州建設
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第１７２号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1582番地２セントラルコーポ船橋11－307号
破産者　平田　博文
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３２号
千葉県成田市吉岡631番地３
破産者　齋藤美希子
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１９９号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目25番１号
破産者　株式会社清水建築工房
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４７９号
横浜市保土ケ谷区釜台町11番６号
破産者　株式会社ロイス
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5179番地２、前住所宮崎市小松台東１丁目３番地７　牧野田芳伸方
破産者　長友　克憲
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１９号
青森県五所川原市字田町157番地１、開始決定時の住所青森県五所川原市みどり町３丁目31番地
破産者　嶋田　安平
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第２２７７号
札幌市東区東苗穂２条１丁目６番13－101号、開始決定時の住所札幌市北区麻生町５丁目２番33－402号
破産者　五十嵐雅哉
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９５号
茨城県鉾田市新鉾田西２丁目６番地11
破産者　小林みどり
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４１１号
埼玉県三郷市さつき平２丁目３番１－101号、旧住所埼玉県三郷市新三郷ららシティ１丁目３番14号
破産者　斎藤　幸広
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
山梨県南都留郡山中湖村平野506番地の296中区５－109
破産者　坂本　芳美
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
愛知県一宮市大和町馬引字横手20番地１　ウエストヒルズＭＡＲＵＫＡ201号
破産者　西脇　祐司
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１８８号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字呑光寺西40番地３　メゾン華Ⅱ201号
破産者　大場　章紀
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７号
山口市大内矢田南３丁目20番23号　クリスタルアイ102、開始決定時の住所山口市大内長野458番地17
破産者　倉橋　清志
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係